



市からの連絡帳

届け出・税・年金

外国人住民の方へ 仮住民票記載事項通知書を郵送

7月9日(月)に外国人登録制度が廃止され、外国人住民の方も日本人同様に住民票が作られます。これに先立ち、住民票の作成が見込まれる外国人住民の方に仮住民票を作成し、記載した内容を記載事項通知書として、5月中旬にご本人(世帯主宛)にお送りします。届きましたら必ず開封して、記載内容をご確認をお願いします。

◆住民票を作成する外国人住民対象者

①中長期在留者(「在留カード」交付対象者)
日本に在留資格を持って在留する外国人
※3カ月以下の在留期間が決定された方や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された方などを除きます。

②特別永住者 ③一時庇護許可者または仮滞在許可者 ④出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

◆仮住民票の記載内容に修正が必要な場合

7月6日(金)までに、外国人の登録の変更手続きが必要になります。

☎市民課(田無庁舎2階)

※手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆正確な外国人登録のお願い

住民票は外国人登録の内容を基に作成されます。在留資格・在留期間・住所などの記載事項の変更を市に届けていないと、住民票が正しく作成されない場合があります。新制度に円滑に移行するためにも、お早めの変更手続きにご協力をお願いします。

◆市民課 ☎(☎042-464-1311(内1451・1452))

住民票等自動交付機のご案内

住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できる住民票等自動交付機が、平成23年9月1日から東伏見ふれあいプラザに設置されています。

☐設置場所 東伏見ふれあいプラザ(富士町4-33-15 飯田ビル1階)

☐利用時間 火～金曜日…午前9時～午後7時

土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時
※祝日を除く毎週月曜日と年末年始は休みです。また月曜日から祝日が連続する場合は、祝日明けの平日が停止します。

☐自動交付機利用の手数料 200円
※利用には、暗証番号の入った「ほうや市民カード」または「西東京市民カード」が必要です。

◆市民課 ☎(☎042-460-9820)・
保 ☎(☎042-438-4020)

市税、国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

☎5月12日(土)・13日(日)

午前9時～午後4時

☎市税…納税課(田無庁舎4階)

国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみです。

☎市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課 ☎(☎042-460-9832)

◆保険年金課 ☎(☎042-460-9824)

平成24年度の年金額が決定

総務省より、平成23年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.3%となった旨発表されました。現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年(現在は

平成22年の物価が基準)よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成23年の物価は、基準となる平成22年の物価と比較してマイナス0.3%となったことから、平成24年度の年金額は0.3%の引き下げとなります(4月分が支払われる6月の支払いから額が変わります)。

☐高齢基礎年金額(年額) 78万6,500円

☐障害基礎年金額(年額) 1級…98万3,100円、2級…78万6,500円

☐遺族基礎年金(年額) 78万6,500円
☐子の加算額(年額) 第1子および第2子…22万6,300円、第3子以降…7万5,400円

☎武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 ☎(☎042-460-9825)

福祉

赤十字会費(社資)募集にご協力を

5月は赤十字運動月間です。赤十字の活動は、皆さんからいただいた会費(社資)・寄付金に支えられています。活動資金は、国内外の災害救護や人命救助などの講習普及、青少年赤十字活動などの人道的支援などの活動のために、大切に使用させていただきます。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

◆生活福祉課 ☎(☎042-438-4024)

離職者のための住宅手当 ～住宅手当緊急特別措置事業～

就労能力・意欲のある離職者で、住宅を失っている、またはその恐れのある方を対象に、原則6カ月(最長9カ月)間、賃貸住宅などの家賃として手当を支給します。併せて再就職に向けた支援を行います。

ます。

支給要件など詳しくは、平日の午前9時～午後4時に下記へお問い合わせください。

◆生活福祉課 保 ☎(☎042-438-4025)・
田 ☎(☎042-460-9835)

暮らし

認定農業者制度

この制度は市の農業振興を図るために策定した市農業振興計画に基づき、市内で農業を営んでいる方を市や関係機関が支援する制度です。

◆認定を受けるには

経営改善の方向や経営規模の拡大に関する目標・生産方式・経営管理の合理化などについてまとめた5年間の「農業経営改善計画」を作成し、市に申請します。市の審査後、認定を受けることができます。

◆認定農業者になると

次のような支援が受けられます。
①低金利の融資 ②経営改善に必要な研修への参加 ③経営相談 ④農業者年金保険料の助成など

◆説明会

☎5月15日(火)午後7時

☎保谷庁舎1階

◆産業振興課 保 ☎(☎042-438-4044)



市内のキャベツ畑

今年度の納期をお知らせします

今年度の市民税・都民税、固定資産税・都市計画税などの納期は、下表のとおりです。

なお、納期限を過ぎると延滞金が加算されたり、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納期内の納税にご協力ください。

納税などでお困りの事情がある方は、お気軽にご相談ください。

※納税には口座振替が便利です。また、当初納税通知書で、コンビニエンスストアやペイジー、クレジットカードでの納付ができます。詳しくは納税課までご連絡ください。

◆納税課 ☎(☎042-460-9831)

納期	納税内容	期
5月	固定資産税・都市計画税 軽自動車税	1期
6月	市民税・都民税(普通徴収)	1期
7月	固定資産税・都市計画税	2期
8月	市民税・都民税(普通徴収)	2期
10月	市民税・都民税(普通徴収)	3期
12月	固定資産税・都市計画税	3期
1月	市民税・都民税(普通徴収)	4期
2月	固定資産税・都市計画税	4期

※納期限日は、各納期月の末日(ただし、12月は25日)です。

※納期限日が土・日曜日・祝日などの金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日に繰り延べます。

※口座振替は、振替開始希望日の45日前までに申し込んでください。

児童手当・児童育成手当の申請を忘れずに

子ども手当が児童手当に変わります

4月から「子ども手当」が「児童手当」に変更されました。6月からは所得制限が設けられるようになり、所得制限を超過された方は支給額が変更されます。

6月に届け出・申請などが必要になりますので、市報などでお知らせします。

◆子育て支援課 ☎(☎042-460-9840)

☐支給月 6月(2月分～5月分)、10月(6月分～9月分)、平成25年2月(10月～平成25年1月)

☐支給金額 (1人当たりの月額)

3歳未満の児童…1万5,000円

3歳以上小学校修了前の児童

第1子・第2子…1万円、

第3子以降…1万5,000円

中学生…1万円

所得制限超過者(特例給付)…5,000円

☐所得制限 下表参照

☐必要書類 印鑑、平成24年度所得証明書(1月2日以降に転入の方)、健康保険者証の写し、申請者名義の預金口座の分かるもの(郵便局以外)

扶養人数	平成23年中の所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
以降1人増すごとに38万円加算	

児童育成手当の新規申請を～6月が年度更新月です～

現在手当を受給しておらず支給要件に該当する方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などの関係で新年度から該当する方は、5月中に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表1参照)。

◆子育て支援課 ☎(☎042-460-9840)

◆育成手当

☎対 父・母が婚姻を解消または、同様の状態(父または母が死亡・重度の障害・生死不明・一年以上遺棄・婚姻によらないで懐胎(認知した父の扶養がある場合を除く))にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方

※受給者が事実婚状態にある場合などは対象となりません。

☐支給金額 月額1万3,500円(児童1人当たり)

☐所得制限 表1参照

☐必要書類 表2参照(後日提出可)

◆障害手当

☎対 「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

☐支給金額 月額1万5,500円

☐所得制限 表1参照

☐必要書類 表2参照(後日提出可)

表1 平成24年度所得制限額表

扶養人数	平成23年中の所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
以降1人増すごとに38万円加算	

表2 申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
印鑑	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	-
24年度課税証明書 ※平成24年1月2日以降に転入の方	○	○
健康保険者証の写しなど	-	-
申請者名義の預金口座のわかるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	-	○
その他(調査書類など)	○	-